

意見書

平成16年8月24 日

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 御中

郵便番号 253-0105

(ふりがな)かながわけん こうざぐん さむかわまちおかだ

住所 神奈川県高座郡寒川町岡田6-6-1

(ふりがな)にっさんこうきかぶしきかいしゃ

氏名 日産工機株式会社 総務部長 藤岡正雄

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

<<別紙(意見).txt>>

別紙（意見）.txt

総務省 電波有効利用政策研究会最終報告書案「電波利用料制度の見直しについての基本的考え方」に関する意見

電波の利用ニーズが高まる中、有限稀有な国民共有の資源である電波の有効利用について、総務省においては周波数の再分配、有効利用のための施策を積極的に打ち出している事は時宜を得た事と理解している。

今般、電波有効利用政策研究会においてまとめられた「電波利用料制度の見直しについての基本的考え方」については、国民生活にも大きく影響するものであり、実際の利用者が議論に参加できるようにするなど広く国民の意見を聞き、十分な検討をお願いしたい。

以下、本報告書に関し意見を申し述べる。

記

1 新たな電波利用料制度のあり方

(新たな電波利用料制度の基本構造)

◆現行電波利用料制度の課題として、利用料収入の8割を超える負担を携帯事業者が担っている等、受益と負担の関係が曖昧、端末単位の負担が電波有効利用のインセンティブにならない事などが従来から指摘されている。しかし、本報告書では公益費用負担は現行利用料制度を踏襲し、研究開発など新たな戦略業務の財源は経済的価値を勘案した使用料概念を導入するとしており、従来から指摘されている点については明確にしていない。

◆使途拡大を前提とした徴収制度の議論ではなく、制度見直しは「支払い理

由の明確化」、「負担公平性」、「電波利用社会の発展を図る制度設計」という本来の視点で論じるべきであり、その点を明確にし国民共有の財産である電波の有効利用について国民に納得いく様な結論を示すのが先決である。

◆一方、政府においてはユビキタス社会の実現に向けて数々の施策が検討されているが、とりわけ無線LAN、DSRCなど新しい通信システムを活用した新サービスの普及は、日本の経済活性化、発展の担い手として大いに期待されている。

自動車においても、通信モジュールなど無線システムを活用した車載機の開発・採用が進み、更にETC技術を応用したDSRCシステムの多目的利用の促進もe-Japan戦略重点計画で取り上げられるなど、官民あわせて取り組んでいます。また、今後、クルマの安全性や利便性向上のために新たな無線システムの活用なども検討されているところである。

◆しかし、本報告書で提案されている新たな徴収制度の枠組みは、無線LANやDSRCなどの導入等に取り組んでいるメーカーの開発やコスト削減の努力に水を差すとともに、新たな産業の誕生や研究開発の動きにブレーキをかけ、ユビキタス社会実現の阻害要因となりうると考える。

(制度的位置付け)

◆使途について、共益費用に加え「中長期の研究開発」や「デジタルデバイド解消」に使途を拡大し、その財源とする考え方については、まず、e-Japan戦略重点計画の施策としてあがっている研究開発との整理や国と民間の役割分担、電波利用料を充当するのが適当か否か等を明確にすべきである。

電波有効利用の研究開発等、電波関係の諸課題に対する財源は、電波が国民共有の財産であるという観点からも本来、一般財源に求めるべきものであり電波利用社会の発展に資するからといって国民に対し十分な説明もなく、また理解も得られないまま、安易に使途を拡大すべきではない。

2 納付義務者の範囲

(免許不要局の扱い)

◆免許不要局に対する徴収は以下の理由から、従来通り非徴収とすべきである。

①免許不要局は、従来から云われているように、小出力で伝播範囲も小さいため電波秩序に混乱をもたらす恐れが小さいことや、免許局のように周波数帯への排他的権利もなく、免許不要局が受ける利益も間接的なものにすぎない。

②免許不要局から仮に徴収した場合、電波監視等の受益者として電波干渉等で利用に障害をおきた場合の返還等の問題や利用者負担という原則から利用者の管理ができない状態で負担する者、しない者(例えば、既存端末の利用者や輸入端末など)の不公平が発生するなど検討すべき課題が多い。

③国際的にも免許不要局に課金している国はなく、徴収の議論になれば、輸入端末などへの課金の可否などの問題も発生する。

以上